

平成29年度 農山漁村振興交付金(山村活性化対策) 事業実施主体 評価結果

1. 事業評価の実施

平成29年度に実施された農山漁村振興交付金(山村活性化対策)の事業について、「農山漁村振興交付金実施要領」(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙3の第10の1の規定に基づき、評価を行ったので、その結果を公表する。

2. 評価結果

都道府県	市町村	事業実施主体名	事業実施段階			評価	評価コメント
			H28	H29	H30		
岐阜県	東白川村	東白川村	●	●	□	B	<p>事業2年目も計画どおりの取り組みができ、村全体の活性化に貢献できたと考える。</p> <p>本事業で行う村の資源を活用した商品開発の行方は、生産物の換金の場をつくり所得と雇用を生む循環体系をつくる上でも有効な手段である。1年目の反省、課題の上に立って2年目は市場ニーズの把握に努め一定の評価を得た。茶業振興に関しては年間の中で組合が在庫を抱えることなく販売することができ、平均単価も前年より高くなった。</p> <p>農家に元気を与えるには1年でも早く目標を達成することである。今後も継続的に取り組むことで、地域全体の活力向上につなげることが出来る。</p>

(注1) 「事業実施段階」の凡例： ○・・交付対象年度(計画) ●・・交付対象年度(実施済) □・・目標年度(計画) ■・・目標年度(実施済)

(注2) 「評価」の区分： A・・優良 B・・良好 C・・低調

3. 第三者の意見聴取

農山漁村振興交付金実施要領別紙3の第10の1の規定に基づき、第三者である東白川村監査委員 安江弘企から評価に当たり意見の聴取を行った。第三者及び意見聴取の概要は以下のとおり。

【第三者】

東白川村監査委員 安江 弘企

【意見聴取の概要】

- ・2年度目を迎えた本事業は、低迷する茶業界に一石を投じる新しい取り組みが随所に見られる。類似の無い商品開発に向け、意欲的に挑戦を続けたことは評価できる。
- ・昨年に続き雇用が1人できたことは、中山間地の雇用創出の観点からも評価できる。
- ・新商品の販促の面で苦慮の後が伺えるため、事業終了後にも持続的な成果に繋がる基礎固めが平成30年度は必要だと考える。